

店

平成 14 年 5 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 朝日ラバー
代表者の役職名 代表取締役社長 伊藤 巖
(登録銘柄 コード 5162)
問合せ先 取締役管理本部長 中沢 章二
TEL 048 - 650 - 6051

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 5 月 28 日開催の当社取締役会において、平成 14 年 4 月 1 日施行の「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)により改正された商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、平成 14 年 6 月 26 日開催予定の当社第 32 回定時株主総会に、下記のとおり「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」を提案することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社子会社の役員および従業員に対して、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることで、より一層株主の皆様のご利益を重視した業績展開を図ることを目的として、下記要領に記載のとおり、当社ならびに当社子会社の役員および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当ての対象者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し割当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 220,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

440個を上限とする。(新株予約権1個あたりの目的たる株式の数500株。ただし、前項(2)に定める株式数の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(以下「最終価格」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。以下「払込価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。ただし、払込価額が新株予約権発行の日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格をもって払込価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行又は自己株処分直前の1株当たりの株価}} \\ \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成16年7月1日から平成19年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由であると認めた場合はこの限りでない。

その他、権利行使の条件は取締役会決議により決定されるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議を

もって、当該新株予約権の全部を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 14 年 6 月 26 日開催予定の当社第 32 回定時株主総会において「株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上